

久御山中学校PTA選挙規約内規

第1条（本内規による定め）

本内規は、久御山中学校 PTA 役員・委員選考規程（以下規程と略記）第13条に定める内規とします。

第2条（選出の内規）

- 1 会長は、原則3校区輪番制とし、立候補・推薦受理された場合は、次年度以後繰越しとします。（平成20年度役員から実施）御牧→東角→佐山とします。
- 2 副会長は、原則として各校区1名ずつとします。
- 3 副会長は、あらかじめ順位を決めておきます。
- 4 地域の世帯数が、5世帯以下になった場合は、近隣地域と合併をすることが出来ます。ただし、合併する地域の同意が必要です。
（近年中に5名以上になる場合は、できません。）

第3条（改正）

本内規は、本部役員会で改正することができます。

（附則）本内規は、平成19年12月1日より実施

久御山中学校PTA慶弔規程

第1条（規程による定め）

本規程は、久御山中学校規約（以下規約と略記）第9条に定める慶弔費の細則を定める。

第3条（規程の改正）

本規程の改正は、役員会での決議によります。

（附則）この規程は、平成20年4月2日より実施します。

（附則）平成25年3月26日一部改正

平成28年5月14日改正